

住ま〜と Bridge

2019
11月号
Vol.133

■ 今月のトピックス

■ 今月のテーマ

「建設業の人材確保・育成に
向けた取組み」

1. 国土交通省と厚生労働省の
令和2年度予算概算要求の概要
2. 建設業に特化した支援の内容
3. 人口動態と市場環境の変化

■ 匠総合法律事務所の法律基礎知識

「次世代住宅ポイント活用の際には、
確認書の取り付けをしましょう」

(秋野弁護士)



●今月のトピックス●

東京オリンピックの花形競技のひとつであるマラソンの開催地を東京から札幌に変更するという話が、開催まで1年を切った時期に出てきました。

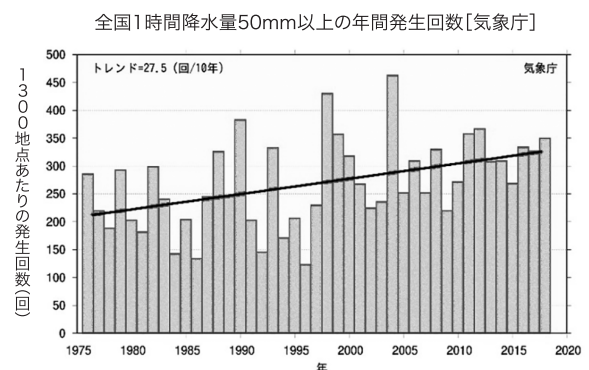
以前から近年の東京の猛暑は懸念材料でしたが、9月から10月にかけてドーハ（カタール）での世界選手権の状況も大きく影響したとされています。同選手権での女子マラソンや男子50キロ競歩などは、深夜0時前後のスタートにも関わらず気温は30度以上、湿度も70%台と酷暑と呼ぶにふさわしいレース環境でした。結果として完走率はどちらの競技もほぼ6割。半数に迫る棄権者が出たわけです。

IOCバッハ会長は札幌への変更を「決定」と発言している一方、販売されているチケットや会場運営の問題などで課題も山積で、10月30日から行われる調整委員会でのどのような結論になるのか気をもむ展開です。

北日本の一部を除いて亜熱帯並みとなったとも言われる日本の気候ですが、それを裏付けるように気温の上昇だけでなく"豪雨"も増えてきました。

今年は激甚災害に指定されるような台風被害が相次ぎましたが、気象庁の観測データに基づく長期変動の傾向でも、以下のように指摘されています。

- 全国1時間降水量50mm以上の年間発生回数は
10年あたり27.5回の増加
- 最近10年間（2009～2018年）の
平均年間発生回数（約311回）は、
統計期間の最初の10年間（1976～1985年）の
平均年間発生回数（約226回）の約1.4倍に増加
- 2019年1月から9月までの1300地点あたりの
発生回数はすでに255回



こうした気候の変化は、住宅や設備の防災面の再検討を促すものでもあります。

太陽光発電や蓄電池は停電時などに一定の効果を生むと考えられますし、浸水被害の可能性のある地域では、「コンセントやエアコン室外機などを高い位置に設置する」「1階と2階のブレーカーを分ける」といった対策もライフラインを守る手段のひとつとなります。

今月の
 テーマ

「建設業の人材確保・育成に向けた取組み」

前号 (Vol.132) では、住宅そのものに関する令和2年度予算概算要求についてご説明しましたが、住宅をはじめとする建設業の人材確保・育成に向けて、令和2年度も国土交通省と厚生労働省の連携施策としての取組についての内容が発表されています。

他産業分野と比べても高齢化の進展が早いと言われている建設業界は技能者の約3分の1は55歳以上で、人材確保・育成には特に積極的な取組みが必要と考えられています。

1. 国土交通省と厚生労働省の令和2年度予算概算要求の概要

人材確保

※◆印は建設業に特化した支援

<国交省>

- ・建設産業の働き方改革の推進◆
- ・誰もが安心して働き続けられる環境整備◆

<厚労省>

- ・建設事業主等に対する助成金による支援◆
- ・ハローワークにおける人材不足分野に係る就職支援の拡充
- ・高校生に対する地元における職業の理解の促進支援

人材育成

※◆印は建設業に特化した支援

<国交省>

- ・地域建設産業の生産性向上及び持続性の確保◆
- ・(再掲) 建設産業の働き方改革の推進◆
- ・(再掲) 誰もが安心して働き続けられる環境整備◆

<厚労省>

- ・中小建設事業主等への支援◆
- ・建設分野におけるハロートレーニング(職業訓練)の実施◆
- ・ものづくりマイスター制度による若年技術者への実技指導
- ・短期間で取得でき安定就労に有効な資格等の取得支援
- ・(再掲) 建設事業主等に対する助成金による支援◆

魅力ある職場づくりの推進

※◆印は建設業に特化した支援

<国交省>

- ・建設職人の安全・健康の確保の推進◆
- ・(再掲) 建設産業の働き方改革の推進◆
- ・(再掲) 誰もが安心して働き続けられる環境整備◆

<厚労省>

- ・働き方改革推進支援助成金（仮称）による支援
- ・働き方改革推進支援センターによる支援（47都道府県にセンター設置）
- ・中小専門工事業者の安全衛生活動支援事業の実施◆
- ・雇用管理責任者等に対する研修の実施◆
- ・「つなぐ」化事業の実施◆
- ・労災保険特別加入制度の周知広報等事業の実施
- ・建設業における墜落・転落災害等防止対策推進事業◆
- ・（再掲）建設事業主等に対する助成金による支援◆

2. 建設業に特化した支援の内容

1) 人材確保 ※()内は令和元年度当初予算額

- ① 建設産業の働き方改革の推進 241百万円（104百万円）
 - 適正な工期設定・施工時期の平準化等による働き方改革の推進
 - 建設技術者の働き方改革の推進
 - 建設業許可等の電子申請化に向けた環境整備
- ② 誰もが安心して働き続けられる環境整備 208百万円（46百万円）
 - 女性活躍の推進
 - 担い手の人材育成と裾野拡大
 - 社会保険加入の徹底・定着
 - 建設キャリアアップの促進・活用
- ③ 建設事業主等に対する助成金による支援 62.6億円（59.0億円）
 - 雇用管理改善や人材育成に取り組む中小建設事業主等に経費や賃金の一部を助成
 - 一定条件で賃金テーブルを引き上げ、実際に適用した場合に助成

2) 人材育成 ※()内は令和元年度当初予算額

- ① 地域建設産業の生産性向上及び持続性の確保 30百万円（10百万円）
 - 多能工化の推進、技術革新への対応や企業活動の継続促進に関する相談支援等を行うことで地域における中小・中堅建設企業の生産性向上と持続性確保を推進
- ② 建設業の働き方改革の推進（再掲） 160百万円（62百万円）
- ③ 誰もが安心して働き続けられる環境整備（再掲） 208百万円（46百万円）
- ④ 中小建設事業主等への支援 6.3億円（9.4億円）
 - 建設労働者育成支援事業
 就職氷河期世代の方以外の離転職者、新卒者、学卒未就職者等を対象として、型枠工等の躯体系職種及び電気・配管等の建設設備職種等に係る訓練から就職支援に至るまで、パッケージ型の業界団体等と連携した人材育成事業を実施
 - 認定職業訓練
 広域団体認定訓練の新規実施団体認定、認定職業訓練に要する経費について補助を実施
 - 人材開発支援助成金
 建設業等の分野で企業単独・グループ企業単位等で行う実習と座学を組み合わせた訓練等を実施した場合に助成

- ⑤ 建設分野におけるハロートレーニング（職業訓練）の実施 3.1億円（3.5億円）
 - 建設機械等の運転技能だけでなく、パソコンスキル講習等と組み合わせたハロートレーニング（職業訓練）を引き続き実施
- ⑥ 建設事業主等に対する助成金による支援（再掲） 62.6億円（59.0億円）

多能工化の推進

- 現状では、請負契約が工種毎に分割発注され、他工種に跨がっての多能工化が促進されにくい状況
- そこで、元請や上位下請業者主導により、他工種に跨がる請負契約を一括発注し、多能工を活用・育成するモデル事例を創出
- 併せて、各団体が実施する細分化された技能試験区分の見直しについて検討

イメージ) 元請や上位下請業者が専門工事業者に複数の工種をまとめて発注

上位の下請業者

従来の分割発注

工事量が少なくても
工種別に分割発注

塗装工事 防水工事

一括発注化

多能工の
活用・育成

塗装工事、防水工事

多能工化による効果

- 【企業】工程管理のしやすさ・工期短縮、コストカット、下請企業の経済力向上や受注機会拡大等
- 【技能者】技能向上、それに見合った処遇

- ・生産性向上に寄与
- ・重層下請構造の改善

「建設業の人材確保・育成に向けて（令和2年度予算概算要求の概要）」より

3) 魅力ある職場づくりの推進 ※()内は令和元年度当初予算額

- ① 建設職人の安全・健康の確保の推進 30百万円（11百万円）
 - 安全衛生経費が下請まで適切に支払われるよう、標準リスト等を作成するとともに、基本計画について施策の進捗状況を点検・評価し、必要な見直しを行う
 - 都道府県における建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する計画について、計画策定や計画に基づき実施する取組の支援を行う
- ② 建設業の働き方改革の推進（再掲） 160百万円（62百万円）
- ③ 誰もが安心して働き続けられる環境整備（再掲） 208百万円（46百万円）
- ④ 中小専門工事業者の安全衛生活動支援事業の実施 1.1億円（1.1億円）
 - 安全衛生管理能力の向上のための集団指導・技術研修会、パトロール、個別指導等を実施

- ⑤雇用管理責任者等に対する研修の実施 91百万円(86百万円)
 - 雇用管理に関する基礎的な知識を習得する「基礎講習」に加え、若年者の職場定着を高めるため、熟練労働者と若年労働者とが円滑なコミュニケーションを取りながら働くことのできる環境づくりの手法等を学ぶ「コミュニケーションスキル等向上コース」を建設業の雇用管理責任者に対して実施
- ⑥「つなぐ」事業の実施 30百万円(34百万円)
 - 若年者の建設業に対する理解や定着促進を図るため、高等学校(工業科、普通科)や高等専門学校(先生・生徒と建設業界がつながる機会として、出前授業や現場見学会等を実施
- ⑦建設業における墜落・転落災害等防止対策推進事業 1.3億円(59百万円)
 - 足場からの墜落・転落災害の防止対策の充実強化のための専門家による診断の実施、診断結果に基づく現場に対する指導・支援等を実施
- ⑧建設事業主等に対する助成金による支援(再掲) 62.6億円(59.0億円)

3. 人口動態と市場環境の変化

2019年はいよいよ出生数が90万人を下回るかも知れないという状況となってきています。2018年に生まれた子どもの数は91万8,397人と過去最低でした。

今年の7月までの出生数は、その過去最低だった2018年同期比でさらに5.9%もマイナスとなっており、出生数90万人割れが現実味を増してきています。

2017年の国立社会保障・人口問題研究所による推計では、出生数が90万人を下回るのは2021年と予測されていましたので、少子化のペースは当時の想定より速まっていると言えます。

さらに、住宅建設を取り巻く環境変化については、見直しの始まったばかりの「住生活基本計画」に関する論点として国交省資料の中で以下のように整理されています。

- ・建設業就業者数 : 685万人(1997年)→ 503万人(2018年)と減少
- ・大工就業者数 : 76万人(1995年)→ 35万人(2015年)と減少
- ・新設住宅着工戸数の推計 : 95万戸(2018年)→ 73万戸(2030年)と減少
- ・リフォーム市場の市場規模 : 3.4兆円(1989年)→ 5.8兆円(2017年)

今後、さらに生産年齢人口は減少し、新築住宅市場も縮小することが当然視されている中で、リフォーム事業の拡大や新しい技術(AIやIoT、自動運転、MaaSなど)が住宅関連サービスに取り込んでいくためにも、生産性の向上や新しい人材確保・育成を中長期的に進め、今後のさらなるお客様のニーズ変化にも対応できる体制づくりが欠かせません。

匠総合法律事務所の法律基礎知識

「次世代住宅ポイント活用の際には、 確認書の取り付けをしましょう」

(秋野弁護士)

国土交通省は、従前より継続している消費税率引き上げに伴う平準化対策に加え、次世代住宅ポイントの活用により、消費税率引き上げ後の反動防止策としようと考えています。

皆さんも、あまり打つ手がない中で、この次世代住宅ポイントを顧客に提案する場面は多く存在するのではないかと、思います。

しかし、次世代住宅ポイントは、予算額が上限に達すると予約受付が終了となるリスクもあり、以下に紹介する確認書の取り付けをして、リスクヘッジをすることをお勧めしたいと思います。

■次世代住宅ポイントに関する確認書（一例）

次世代住宅ポイントに関する確認書

..... 宛

私は、発注者である私（以下「甲」といいます。）と受注者である.....（以下「乙」といいます。）との間において、.....年.....月.....日付で締結した下記内容の工事請負契約（付随する追加変更工事請負契約等を含み、以下「本件契約」といいます。）に関して、次世代住宅ポイント制度（以下「本件制度」といいます。）を利用するにあたり、乙から以下の事項の説明を受け、了承しましたので、本書の末尾に署名・押印致します。

記

工事場所.....

工事名.....

- 1 本件制度に基づくポイント発行の申請主体は、本来、甲であり、乙は、本件制度に基づくポイント発行の有無等に関して責任を負うものではないこと。
- 2 乙は、本件契約に基づき建築工事を実施する住宅に関し、甲の要望を受け、甲に代わって、本件制度に基づくポイント発行申請手続を行うこと。
- 3 以下の事情等により、本件制度に基づくポイント発行が受けられない場合があり、これについて乙は一切の責任を負わないこと。
 - (1) 本件制度の予算額に達する申請があり、本件制度に関する申請の受付が終了した場合
 - (2) 政策の変動等により、本件制度の内容が変更になった場合
 - (3) 本件契約に基づき建築工事を実施する住宅について、甲の要望・予算、行政等の指示又は地形的条件等により工事内容の変更が生じるなどしたことにより、本件制度のポイント発行要件を充足しなくなった場合
 - (4) 乙の責めに帰することのできない事由により工事の着工時期等が変動し、本件制度のポイント発行要件を充足しなくなった場合
 - (5) 甲が本件制度に基づくポイント発行申請に必要な書類の準備等に適時に協力をしなかった場合
 - (6) その他乙の責めに帰することのできない事由により適時に申請が実施できなかった場合
- 4 原則として、本件制度と補助対象が重複する国の他の補助制度とは併用できないこと。
- 5 本件制度に基づくポイント及び同ポイントにより取得した商品に関する税務上の取扱いについては、甲において税理士等の専門家に確認する必要があること。

以上

.....年.....月.....日

発注者(甲)住...所

氏...名.....(印)